

令和 2 年度水質測定計画について（概要）

福島県生活環境部水・大気環境課

第 1 公共用水域水質測定計画

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 目的

公共用水域水質測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定地点

測定地点は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の環境基準点、補助点及びその他必要な地点とし、原則として前年度の計画と同一とする。

ただし、環境基準の類型指定がされていない支川のうち 24 地点については、ローリング方式※を導入している（各年約 8 地点×3 年間）。

※ ローリング方式

水質の変化が少なく環境基準が継続して達成されている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

(3) 測定項目

測定項目は、水質汚濁に係る環境基準項目（生活環境項目及び健康項目）、要監視項目、トリハロメタン生成能及びその他の項目とする。

(4) 測定回数

ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川において、生活環境項目は毎月 1 回を基本とする。

(イ) 湖沼において、生活環境項目は毎月 1 回を基本とする（自然条件により調査が不可能な期間を除く）。

(ウ) 海域は、年 6 回の等間隔の調査を基本とする。ただし、松川浦については、海域環境を考慮して年 12 回の調査とする。

イ その他の地点

四半期毎に 1 回程度を基本とする。

2 公共用水域水質測定計画（案）の概要

(1) 測定項目

ア 環境基準項目

(ア) 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌群数等 12 項目

(イ) 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等 27 項目

イ 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等 31 項目

ウ トリハロメタン生成能

クロロホルム生成能、ブロモホルム生成能等 4 項目

エ その他の項目

(ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等 5 項目

(イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等 10 項目

(2) 実測定地点

水域	平成 31 年度	令和 2 年度	増減
河川	80河川 (97水域) 133地点	79河川 (96水域) 132地点	-1
湖沼	18湖沼 (18水域) 31地点	18湖沼 (18水域) 31地点	0
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	111河川等 (128水域) 198地点	110河川等 (127水域) 197地点	-1

※ ローリング方式により調査を行う河川が 9 地点(H31)から 8 地点(R2)となる。

(3) 平成 31 年度からの変更点（ローリング方式の調査地点の変更を除く）

ア 福島県測定

(ア) 測定地点の変更

連番号	水域	地点の変更	変更理由
104	小高川	白金橋→ハツカラ橋	環境基準点であるハツカラ橋が復旧したため、代替地点から戻すもの

(イ) 測定項目（トリハロメタン生成能）の追加

連番号	水域	地点	測定回数	変更理由
113	木戸川	長瀬橋	2 回/年	監視対象水道水源を追加するため

イ 福島県以外の測定

調査項目、調査回数等の変更なし。

第2 地下水の水質測定計画

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 目的

地下水の水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定地点

ア 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。新たな汚染の発見を目的としているため、未調査の井戸又は前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

(ア) ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分（全113区分）し、各メッシュから井戸を選定し、ローリング方式により全メッシュを5年程度のサイクルで実施する調査。

(イ) 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合や、環境基準以下で汚染（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

ウ 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

(3) 測定項目

ア 概況調査（ローリング方式）

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする。

イ 概況調査（定点方式）

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜選定する。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

環境基準超過項目及び環境基準以下で検出した項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）とする。

エ 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

(4) 測定回数

概況調査及び継続監視調査の測定回数は、年1回とする。

2 地下水の水質測定計画（案）の概要

(1) 概況調査

ア ローリング方式

測定地点数 26メッシュ27地点

測定項目 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（27項目）

イ 定点方式

測定地点数 30地点

測定項目 環境基準項目のうち測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

(2) 継続監視調査

ア 測定地点数

(平成31年度との相違点)

①新たに追加するもの

10地点

②井戸破損等により調査を打ち切ったもの

2地点

③調査を終了したもの

2地点

(平成31年度地点数) (追加地点数) (削減地点数) (令和2年度地点数)

197地点 + 10地点 - 4地点 = 203地点

イ 測定項目

汚染の認められた項目を基本とし、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

地下水測定地点数等総括表

区分		測定地点数			測定項目数 (のべ数)		
		H31	R2	増減	H31	R2	増減
概況調査	ローリング	26	27	+1	702	729	+27
	定点	30	30	0	200	164	-36
継続監視調査		197	203	+6	1,161	1,186	+25
合計		253	260	+7	2,063	2,079	+16